⑶　科目
　憲法、民法、刑法、民事訴訟法及び刑事訴訟法（民法及び民事訴訟法、刑法及び刑事訴訟法は、それぞれ同一の機会に行う。）
⑷　場所
　法務省浦安総合センター（千葉県浦安市日の出２－１－16）
3　出願手続
⑴　持参又は郵送による出願の場合
ア　出願期間
　平成22年２月５日（金）から同年２月18日（木）まで
　なお、郵送による出願は、平成22年２月18日（木）までの消印があるものに限り受け付ける。
イ　受験願書の交付
　受験願書は、司法試験委員会（所在は後記４⑴記載のとおり。）において、平成22年１月21日（木）から交付する。
　なお、郵送による交付を希望する者は、表に赤字で「旧司法試験第二次試験受験願書請求」と記載した適宜の封筒に、返信用封筒（角形２号【縦33.2㎝　横24.0㎝程度】に140円分の郵便切手をはり付け、希望送付先住所、氏名及び郵便番号を明記したもの。）を入れて、司法試験委員会あて請求すること。
ウ　受験願書等の提出
　受験を希望する者は、受験願書に所要事項を記入の上、カラー写真（縦５㎝×横４㎝、出願前６月以内に撮影した、正面前向き、上半身【顔の大きさが、縦25ミリ～35ミリ程度のもの】、脱帽、背景が無地のもの。）、受験手数料として11,500円分の収入印紙（４枚以内）を所定の箇所にはり、受験資格を証明する書類（ただし、受験願書に受験者ＩＤ【平成18年度以降の旧司法試験第二次試験短答式試験の受験票とともに送付した「旧司法試験第一次試験免除資格確認書」に記載されたもの。以下同じ。】を記載した場合は不要。）、住民票（出願前６月以内に交付されたもの。ただし、受験願書に住民票コードを記入した場合は不要。）、その他出願に必要な書類を添付して、出願期間内に司法試験委員会あて提出すること。
　なお、郵送による場合は、司法試験委員会交付の出願用封筒を用い、書留郵便によること。
⑵　法務省オンライン申請システム（以下「システム」という。）による出願の場合
ア　システムを使用して出願する場合には、法務省ホームページ（http://www.moj.go.jp/）を参照すること。
イ　出願期間
　平成22年２月５日（金）から同年２月10日（水）までの間の午前８時30分から午後８時まで。
　受験手数料として11,100円を、上記の出願期間内に国庫金電子納付システムを利用して納付すること。
ウ　提出書類
　受験資格を証明する書類（受験願書情報に受験者ＩＤを入力した場合は不要。）、住民票（出願前６月以内に交付されたもの。ただし、受験願書情報に住民票コードを入力した場合は不要。）、その他出願に必要な書類を、表に赤字で「旧司法試験第二次試験オンライン出願・添付書類在中」と記載した適宜の封筒に入れ、必ず書留郵便にて、平成22年２月18日（木）（消印有効）までに司法試験委員会あて提出すること。
4　その他
⑴　出願手続その他受験に関する問い合わせは、司法試験委員会（〒100―8977 東京都千代田区霞が関１－１－１　法務省内　電話03（3580）4111㈹）に行うこと。
⑵　試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので参照のこと。
⑶　上記３出願手続について、行政機関の休日に関する法律第１条第１項に定める行政機関の休日には、事務を行わない。

公　告

諮　事　項

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２１年（フ）第２３９８１号
神奈川県相模原市相模原３丁目８番25号
債務者　株式会社エールコンサルティングジャパン
代表者代表取締役　早瀬　豪紀
1　決定年月日時　平成22年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　荒木　浜美
4　破産債権の届出期間　平成22年２月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３９８２号
神奈川県相模原市相模原３丁目８番25号　第３ＪＳビル
債務者　株式会社エールシステム
代表者代表取締役　早瀬　豪紀
1　決定年月日時　平成22年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　荒木　浜美
4　破産債権の届出期間　平成22年２月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２４０５９号
神奈川県川崎市多摩区宿河原３丁目５番51号
債務者　有限会社フリースタイル
代表者取締役　高田　和夫
1　決定年月日時　平成22年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　惠美
4　破産債権の届出期間　平成22年２月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月９日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２４０８２号
神奈川県横浜市戸塚区上柏尾町525番地１
東戸塚グリーンハイツ414号
債務者　伊藤金属産業有限会社
代表者取締役　伊藤　勝啓
1　決定年月日時　平成22年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　饗庭　靖之
4　破産債権の届出期間　平成22年２月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２４０８９号
東京都東村山市久米川町３丁目32番地25　伊藤マンション207
債務者　有限会社ハウスサポート
代表者取締役　須藤　　武
1　決定年月日時　平成22年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩島　秀樹
4　破産債権の届出期間　平成22年２月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月15日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２４０９４号
千葉県八街市勢田12番地の21
債務者　有限会社堀川組
代表者代表取締役　堀川　菊夫
1　決定年月日時　平成22年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　重　　隆憲
4　破産債権の届出期間　平成22年２月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月16日午前11時
東京地方裁判所民事第20部